

# E i w a   N e w s

年末調整

平成 22 年 11 月  
( No. 064 )

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。

税務署から「年末調整のしかた」や「年末調整等説明会の開催のお知らせ」がお手元に届いていることと存じます。

毎年のお知らせになりますが、年に一度の作業ですので、お忘れの点もあるかと思えます。

また、年明けには、法定調書、給与支払報告書、償却資産申告書の提出等もありますので、お早めに準備を始められることをお勧めいたします。

## [ 1 ] 扶養控除等(異動)申告書の様式変更

下記の扶養控除の見直しに伴い、「平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の様式が一部変更になりました。

16歳未満の扶養親族につきましては、当該申告書の下欄に新たに「住民税に関する事項」が設けられましたので、こちらに記入いたします。

従業者の皆様には「平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を配布の際、様式が変更された旨(新たな記入方法)のアナウンスが必要になります。

## ※ 扶養控除の見直し(平成23年分より)

### (1) 16歳未満の扶養親族に対する扶養控除の廃止

所得再分配機能の回復や「控除から手当へ」との考え方の下、子ども手当の創設に伴い、平成22年度の税制改正において、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除(控除額38万円)が平成23年分から廃止されることとなりました。

(本年分の年末調整におきましては、子ども手当の支給を受けていても、従来どおり16歳未満の扶養親族についての扶養控除を受けることができます。)

### (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止

高校の実質無償化に伴い、平成22年度の税制改正において、16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)が平成23年分から廃止されることとなりました。

(本年分の年末調整におきましては、従来どおり16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の控除を受けることができます。)

## [2] 年末調整を行うにあたって

### (1) 必要書類

- ① 平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ② 平成22年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書  
年末調整の対象となる人数分を用意・配布し、早めに回収することをお勧めいたします。  
記入もれや、下記(2)の添付書類のもれがある場合には、年末調整手続きに時間がかかる  
ことがございます。

### (2) 添付書類

年末調整を行う際には、下記の証明書類等の添付が必要になります。

- ① 生命保険料控除、地震保険料控除、並びに社会保険料控除のうち国民年金保険料及び  
国民年金基金掛金、小規模企業共済等掛金控除を受けるための証明書類
- ② 年の途中入社で前職がある人は、前職分の源泉徴収票
- ③ 住宅ローン控除を受けるための、税務署から発行された給与所得者の住宅借入金等特別  
控除申告書や金融機関から発行された借入金の残高証明書

保険会社・厚生労働省等から送られてきた証明書類等を紛失されている場合には、早急に  
再発行の手続きを行う必要があります。

なお、毎月の給料から差し引かれる社会保険料の金額については、添付書類は不要です。

## [3] その他

年末調整により、多くの給与所得者の方は年間の税額が確定します。

確定申告が不要になる大切な手続きです。

なお、給与所得者で、住宅ローン控除を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、  
同時に2か所以上の会社から給与を受けている方、収入が2,000万円を超える方等は、  
確定申告が必要になります。

今回お知らせしました年末調整につきまして疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の  
担当者までご連絡下さいますよう、よろしくお願いいたします。